

就学援助制度(小学校入学準備金)のお知らせ

厚木市では、来年度小学校へ入学する予定のお子さんをお持ちで、経済的な理由により入学準備が困難な保護者に対し、就学援助費の**小学校入学準備金（新入学学用品費）**を御入学前に支給します。

1 申請資格

生活保護利用世帯を除く、次の要件をすべて満たす方

- (1) お子さんが厚木市立小学校に入学予定であること。
- (2) 厚木市内に居住し、住民登録をしていること。
- (3) 入学予定者の属する世帯が経済的な理由により入学準備が困難であること。

※ 認定基準（裏面の目安表を参考にしてください。）

2 支給予定額・支給予定時期等

支給予定額：57,060円

支給予定時期：申請受付期間①については令和8年1月下旬、

②については3月下旬に支給

支給方法：保護者の口座にお振込みをさせていただきます。



3 申請受付期間

①令和7年10月20日（月）～11月30日（日）

②令和7年12月1日（月）～翌年2月6日（金）（郵送の場合、当日消印有効）

4 申請方法

上記の申請受付期間内に次の書類を、学務課に**提出**または**郵送**してください。

- (1) 小学校入学準備金受給申請書（市ホームページ・学務課窓口で配布）
- (2) 家賃を証明するもの（契約期間が分かる最新の賃貸借契約書の写し等）【該当のある方のみ】
- (3) 世帯で障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は障害者手帳の写し
【該当のある方のみ】
- (4) 令和7年1月1日に厚木市に住民登録がなかった方は、住民登録があった市区町村の「令和7年度 市・県民税課税証明書（令和6年收入分）」を添付してください。
【該当のある方のみ】

5 提出先

厚木市中町3-17-17 市役所第二庁舎4階 厚木市教育委員会 学務課

開庁日：月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は除く）

※窓口の「密」を避けるため、申請書はできるだけ自宅で記入してください。

6 郵送の場合の送付先

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市教育委員会 学務課学務係 行

7 注意事項

- (1) 今回の新入学準備金の支給を受けた場合でも「令和8年度就学援助制度」を御希望する場合は小学校入学後に別途申請していただく必要があります。
- (2) 今回の入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和8年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は対象となりません。
- (3) 今回の入学準備金の支給を受けた方が市外へ転出されても、入学準備金の返金はありませんが、転出先自治体より入学準備金の支給の有無の問合せがあった場合には、問合せのあった自治体に対して入学前支給の有無を通知いたします。

問い合わせ先 厚木市教育委員会学務課学務係 電話 225-2650（直通）

～裏面もお読みください。～

小学校入学準備金の受給には必ず申請が必要です。
令和7年度に兄弟分で就学援助を受けている方も改めて申請をしてください。



目 安 表

*年齢は令和7年10月20日現在

世帯人数	世 帯 構 成	年 間 総 収 入 額 (給与収入者の場合)
2人世帯	母30歳、子6歳	3,000,000円
3人世帯	父30歳、子6歳・1歳	3,100,000円
	父41歳、母30歳・6歳	3,400,000円
4人世帯	母36歳、子9歳、子6歳・2歳	4,100,000円
	父30歳、母25歳、子6歳・3歳	4,800,000円
5人世帯	父40歳、母38歳、子13歳・10歳・6歳	4,900,000円
6人世帯	祖父74歳、祖母69歳、父42歳、母37歳、 子12歳・6歳	5,320,000円

＜説明＞

- この表は、目安として作成したものです。世帯構成や年齢、家賃の有無など個々の状況により年間総収入額の欄は変動します。
- 前年の世帯の総収入額により審査します。世帯の年間総収入額とは、お子さんと住民登録上、同一世帯（生計を共にする）の方全員の収入額の合計となります。
- 前年の収入を申告されていないと審査ができませんので、税務署か厚木市役所市民税課にて、必ず申告を済ませてから申請書を提出してください。無収入の方も申告が必要です。